

# 宮崎県高等学校体育連盟競技専門委員会細則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 宮崎県高等学校体育連盟専門委員会規程第 6 章第 9 条第 1 項の規程により競技専門部(以下専門部という)に関する事項を定めるため、本細則を制定する。

## 第 2 章 競 技 専 門 部

第 2 条 本連盟に次の専門部及び準専門部を置く。

### 1 専 門 部

- |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1) 陸 上 競 技 部    | 2) 体 操 部        | 3) 水 泳 部        |
| 4) バスケットボール部    | 5) バレーボール部      | 6) 卓 球 部        |
| 7) ソフトテニス部      | 8) テ ニ ス 部      | 9) サ ッ カ ー 部    |
| 10) ラグビーフットボール部 | 11) ソフトボール部     | 12) ハンドボール部     |
| 13) ウエイトリフティング部 | 14) 登 山 部       | 15) レスリング部      |
| 16) 柔 道 部       | 17) 剣 道 部       | 18) 弓 道 部       |
| 19) 相 撲 部       | 20) バドミントン部     | 21) ホ ッ ケ ー 部   |
| 22) 空 手 道 部     | 23) ボ ー ト 部     | 24) フェンシング部     |
| 25) ヨ ッ ト 部     | 26) 自 転 車 競 技 部 | 27) ボクシング部      |
| 28) 馬 術 部       | 29) な ぎ な た 部   | 30) 少 林 寺 拳 法 部 |
| 31) カ ヌ ー 部     |                 |                 |

## 第 3 章 役 員

第 3 条 専門部には次の役員を置く。

- |             |   |           |     |
|-------------|---|-----------|-----|
| 専 門 部 長     | 1 | 専 門 委 員 長 | 1   |
| 副 専 門 委 員 長 | 1 | 専 門 委 員   | 若干名 |

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。任務及び選出については次のとおりとする。

- 1 部長は加盟学校長の中から各専門部・理事会の推薦にもとづいて会長が委嘱する。
- 2 部長は部を代表して会務を統轄する。
- 3 委員長及び副委員長は委員の推薦にもとづいて会長が委嘱する。
- 4 委員長は部を代表して会務をつかさどる。  
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 5 専門委員は加盟校の当該競技顧問の推薦にもとづいて会長が委嘱する。

## 第 4 章 部会及び監督会議等

第 5 条 専門部はそれぞれの部会及び監督会議等を開き会務を処理する。

- 1 部会は原則として年 3 回、監督会議等は年 2 回開催することができる。
- 2 部会及び監督会議等は会長が招集し、専門委員長が司会する。

## 附 則

本細則は昭和 47 年 3 月 17 日から施行する。

昭和 57 年 4 月 20 日 一部改正

昭和 61 年 5 月 22 日 一部改正